住所　大阪市西淀川区姫島２丁目４番27―502号
孫裕吉　昭和44年５月15日生
住所　大阪市旭区新森５丁目14番20号
康昌浩　昭和22年10月４日生
住所　堺市堺区南旅町４丁４番６号
朴淑惠　昭和38年４月20日生
金聖大　平成元年11月29日生
金葉月　平成３年９月１日生
金早紀惠　平成４年12月１日生
住所　堺市中区東山267番地１
鄭貴之　昭和50年８月３日生
住所　大阪府東大阪市大蓮東５丁目19番16号
金倫弘　昭和55年３月18日生
住所　大阪市東成区東小橋１丁目11番４―1002号
金冨美子　昭和50年12月３日生
住所　大阪市天王寺区舟橋町５番３号
金悦子　昭和32年12月18日生
金浩隆　昭和59年６月16日生
金泰隆　昭和61年３月10日生
住所　大阪市北区大淀南２丁目２番43―1705号
姜日壽　昭和28年３月17日生
金福善　昭和31年７月30日生
住所　神戸市灘区水道筋１丁目21番地２
朱祥代　昭和51年３月３日生
住所　神戸市中央区山本通３丁目３番53号
石葵　昭和44年11月26日生
住所　神戸市北区有野中町２丁目18番12―701号
白眞治　昭和41年７月９日生
住所　兵庫県三田市ひやき台３丁目１番地１
姜麻理子　昭和62年８月22日生
住所　兵庫県伊丹市中央４丁目５番21―203号
尹泰範　昭和51年１月９日生
尹明枝　昭和52年８月15日生
住所　兵庫県神崎郡神河町鍛冶247番地１
李承**樹**　昭和11年２月23日生
李永羲　昭和40年２月16日生
住所　大阪市東成区玉津１丁目５番20号
李武羲　昭和52年２月６日生
住所　兵庫県姫路市田寺８丁目９番11―303号
徐達也　昭和36年５月15日生
金信子　昭和43年１月７日生
徐真子　平成９年６月15日生

○外務省告示第三百四十三号

平成二十二年七月五日にラパスで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がボリビア多民族国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　三億二千万円
３　贈与の供与期限　平成二十三年六月三十日まで
４　署名者
日　本　側　田中和夫在ボリビア大使
ボリビア側　ダビッド・チョケワンカ・セスペデス外務大臣

平成二十二年七月二十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第三百四十四号

平成二十二年七月五日にラパスで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がボリビア多民族国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　十二億円
３　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
４　署名者
日　本　側　田中和夫在ボリビア大使
ボリビア側　ダビッド・チョケワンカ・セスペデス外務大臣

平成二十二年七月二十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○財務省告示第二百四十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第二十五条第六項の規定に基づき、外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十日

財務大臣　野田　佳彦

第一号中「ＮＣＴ信託銀行株式会社」を削る。

○財務省告示第二百四十一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第二十八条第五項及び第三十二条第七項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第五項及び第三十二条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件（平成二十年二月財務省告示第三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十日

財務大臣　野田　佳彦

第一号中「ＮＣＴ信託銀行株式会社」を削る。

○厚生労働省告示第二百八十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定により、同法第二十八条第一項の登録製造時等検査機関、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関及び同法第四十四条第一項の登録個別検定機関について、同法第四十六条第四項第三号（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）の事務所の名称及び所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）及び第十九条の二の規定に基づき告示する。

平成二十二年七月二十日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　労働安全衛生法第三十八条第一項の特定廃熱ボイラーに係る登録製造時等検査機関

氏名又は名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	九州検査事務所	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十二番八号	九州検査事務所	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十二番八号	平成二十二年三月三十一日
	佐賀検査事務所	佐賀県佐賀市栄町六番二十五号			

二　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関

氏名又は名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	九州検査事務所	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十二番八号	九州検査事務所	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十二番八号	平成二十二年三月三十一日
	佐賀検査事務所	佐賀県佐賀市栄町六番二十五号			

三　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関

氏名又は名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	九州検査事務所	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十二番八号	九州検査事務所	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十二番八号	平成二十二年三月三十一日
	佐賀検査事務所	佐賀県佐賀市栄町六番二十五号			

○厚生労働省告示第二百八十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関について、同法第五十三条の三において準用する同法第四十六条第四項第三号の事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十二年七月二十日

厚生労働大臣　長妻　昭